

生徒心得

社会においては、個人の生活を守りその幸福を実現するために規則が存在している。学校においても、学校生活をより向上させ、学習能率を高めるにふさわしい環境をつくるための規則は必要である。私たちは、民主的に規則にたがわない行為をすることが大切であって、この心得は、このような理想に達するための手引きとして理解し、達成に努力すべきである。

- 1 学業は生徒の本分であるから、真面目な態度でこれにあたり、常に真理の探究に努力しよう。
- 2 相互敬愛の精神にもとづき、相互の人格を尊重しあい、常に品位を持って、誠実に行動しよう。
 - (1) 他人の迷惑となるような行為はしない。
 - (2) 校内、校外において、品位ある行動をし、社会道徳を率先して守るように心がける。
 - (3) 先生や来客に対しては礼を欠かさず、また生徒間でのあいさつを励行する。
 - (4) 対応や言葉遣いは、明朗で正しく粗野にならないようにする。
- 3 学校の規則を守り、快適で楽しい高校生活を送ろう。
 - (1) 始業時刻等、決められた時間を守る。
 - (2) 授業、行事等においては、先生の指示に従い、みだりに決められた場所から移動しない。
 - (3) 年間を通じて通常午後5時までに下校する。
 - (4) 時間外に居残る場合、原則午後6時までとし担任の先生の監督を必要とする。休日に登校する場合は、担任の先生の監督を必要とする。
 - (5) 学校の内外において学校名を使用して行事を行う場合は、係の先生の許可を必要とする。
 - (6) 公共の施設、教具、校具、その他諸施設を大切に扱う。万一、破損した場合は担当または担当の先生に届け出る。
 - (7) 所持金品は個人の責任において管理する。
 - (8) 所持した金品を紛失した場合は、直ちに担任または生徒部遺失物係の先生に届け出る。
 - (9) 学習及び部活動に必要なものは持参しない。
 - (10) 髪は脱色や染色等、生来の姿を変えるような加工は行わない。
服装は制服を着用し、靴を用いる。
 - (11) 校内では決められた上履き、体育館では体育館履きを用いる。
 - (12) 校内の美化に一人一人が留意し努力する一方、清掃当番は責任を持って確実に実行する。
- 4 地震、火災などの緊急時は指示に従い、落ち着いて行動しよう。
 - (1) 大規模地震の警戒宣言時など、緊急の時の避難場所、連絡方法について家族と話し合い決めておく。

(2) 緊急時は、身の安全を最優先にし、先生の指示に必ず従い、お互いに助け合い、迅速に行動する。

5 生徒手帳、身分証明書は常に携行し、紛失の場合は担任に届け出て、再発行してもらう。

6 選挙運動・政治的活動について

(1) 18歳未満は一切の選挙運動はできない。

(2) 18歳以上で選挙運動をする場合は、公職選挙法に基づいて行うこと。

(3) 校内では、放課後、休日を問わず、選挙活動・政治的活動をしてはならない。

(4) 校外においては、家庭の理解の下、法令等を守り適切に行動することは制限しない。しかし、違法なもの、学業や生活に支障が生じるもの及び学校教育の円滑な実施に支障が生じるものは、禁止する。